

岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(添付書類)

第3条 要綱に規定する交付申請等における添付書類は、次の各項に掲げるものとする。

1 交付申請書に添付する書類

(1) その他の住宅の耐震診断事業及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断事業

ア 見積書

イ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証する下記のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産税・都市計画税納税通知書、
土地家屋名寄帳（課税（補充）台帳）または課税台帳記載事項証明

(ウ) 建物の登記簿謄本

ウ 位置図

エ 外観写真

オ 診断する者の建築士身分証の写し

カ 住宅又は建物の所有が確認できる書類（登記事項証明）

キ 申請者の納税証明書

ク 対象となる建築物を管理組合が管理している場合は、当該管理組合の組合規約並びに耐震診断実施に係る決議及び予算書（その他の住宅の耐震診断事業を除く。）

ケ 対象となる建築物が耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物である場合は、耐震改修促進法施行令第4条に規定する要件に該当することが確認できる図面等（配置図、立面図、平面図、算式）（その他の住宅の耐震診断事業を除く。）

(2) 既存住宅の耐震改修等事業（耐震改修工事）

ア 見積書

イ 前号イに掲げる書類又は建築証明書類

ウ 位置図

エ 診断士による耐震診断報告書の写し

オ 既存住宅の外観写真

カ 耐震補強計画書

- キ 平面図（補強前後を提出。）
- ク 申請者の所得証明書
- ケ 申請者の納税証明書
- コ 設計者の建築士身分証の写し
- サ 診断を行った者の身分証の写し（既存木造住宅においては、長野県木造住宅耐震診断士登録証の写し。岡谷市住宅等耐震診断事業にて耐震診断を実施したものを除く。）
- シ 住宅の所有が確認出来る書類

(3)既存住宅の耐震改修等事業（現地建替え工事）

- ア 建替え後の住宅の見積書
- イ 除却工事の見積書
- ウ 第1号イに掲げる書類
- エ 位置図
- オ 既存住宅の診断士による耐震診断報告書の写し
- カ 既存住宅の外観写真
- キ 申請者の所得証明書
- ク 申請者の納税証明書
- ケ 申請者の住民票（既存住宅への居住を証するもの）
- コ 診断を行った者の身分証の写し（既存木造住宅においては、長野県木造住宅耐震診断士登録証の写し。岡谷市住宅等耐震診断事業にて耐震診断を実施したものを除く。）
- サ 既存住宅の所有が確認出来る書類
- シ 誓約書（別紙1）

2 計画変更承認申請書に添付する書類

前項の書類のうち、計画変更に係るもの。

3 完了実績報告書に添付する書類 ※5部提出

(1)その他の住宅の耐震診断事業及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断事業

- ア 耐震診断の委託契約書及び領収書の写し
- イ 耐震診断表
- ウ 図面（配置図、平面図）
- エ 第三者機関による耐震性能判定表（補助対象とした場合のみ）

(2)既存住宅の耐震改修等事業（耐震改修工事）

- ア 工事契約書及び領収書の写し
- イ 工事監理者の建築士身分証の写し
- ウ 施工箇所毎の施工前、施工中及び施工後の写真
- エ 申請者の住民票（改修した住宅への居住を証するもの）
- オ 工事完了後の外観写真

(3)既存住宅の耐震改修等事業（現地建替え工事）

- ア 除却工事契約書及び領収書の写し
- イ 除却工事前、工事中及び工事後の写真
- ウ 建替え後の住宅の建築確認済証の写し（申請者名義であること）
- エ 建替え後の住宅の平面図、配置図

（補則）

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

注意事項

※ 計画変更が発生する場合には、事前相談を必ず行ってください

